

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月21日

相模原市長 加山俊夫

相模原市条例第67号

相模原市水路管理条例の一部を改正する条例

相模原市水路管理条例(平成14年相模原市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「がない」を「を受けない」に、「をいう」を「とする」に改める。

第4条第3号中「設置」を「設置し、」に改める。

第5条第1項第2号中「を掘削し、盛土し、」を「の掘削、盛土」に改め、同項第3号中「新設」を「新設し、」に改める。

第8条中「第5条第1項」を「第5条第1項第4号」に改める。

第9条中「に掲げる」を「金額の欄に定める」に、「その金額」を「その額」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、各年度における占用の期間等に同表金額の欄に定める金額を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合は、100円)の合計額とする。

第11条第1項中「各会計年度における占用の期間に1年未満の端数があるときは月割りとし、なお」を「各年度において、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に」に改め、「その端数については」を削り、同条第2項中「占用物件の」の次に「面積若しくは」を加え、「1平方メートル若しくは1メートル」を「0.01平方メートル若しくは0.01メートル」に、「1平方メートル又は1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改める。

第13条第3号中「鉄道事業法」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法」に、「応じ旅客

又は物品を運送するものに係るもの」を「応ずるものの用に供する施設」に改め、同条第4号及び第5号中「に係るもの」を削る。

第17条第1項中「占用」の次に「に係る」を加え、「又は検査をさせ」を「若しくは検査をさせ、又は」に改め、同条第2項中「ときは」の次に「、これを」を加える。

第18条第1項中「、その他」を「その他」に改め、同項第1号中「この規定」を「この条例の規定」に改める。

第19条第1項中「又は水路を損傷した行為若しくはその他の行為により必要を生じた水路工事をその原因者に施行させる」を「(以下「許可工事」という。)又は水路を損傷し、若しくは汚損した行為若しくは水路の現状を変更する必要を生じさせた行為(以下「他の行為」という。)によって必要を生じた水路工事又は水路の維持(以下「水路工事等」という。)を当該許可工事の施行者又は当該他の行為の行為者に行わせる」に改め、同条第2項中「水路工事」を「水路工事等」に改める。

第20条第1号中「、氏名」を「又は氏名」に改める。

別表中「1年」を「1月」に、「300円」を「34円」に、「600円」を「68円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた第5条第1項第4号に規定する行為(以下「行為」という。)に伴う占用に係る占用料の額については、なお従前の例による。

3 施行日前に許可を受け、施行日の前日以後に当該許可の期間が満了する行為に伴う占用(当該行為に伴う占用につき、水路の敷地を占用する物件がある場合にあっては、当該占用する物件)(以下「既占用行為等」という。)について、当該許可の期間の満了後に継続して許可を受ける行為に伴い占用する場合における当該継続して許可を受ける日以後の既占用行為等に係る各年度の占用料(以下「年度占用料」という。)の額については、別表区分の欄に定める区分ごとに改正後の第9条の規定により算出した年度占用料の額が当該年度占用料を徴収すべき年度(以下「徴収年度」という。)の前年度の占用料の額(徴収年度の占用の期間と

徴収年度の前年度の占用の期間が異なる場合は、徴収年度の占用の期間に相当する期間の徴収年度の前年度の占用料の額)に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、改正後の相模原市水路管理条例の規定にかかわらず、調整占用料額とする。